

富士見市告示第40号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成19年告示第225号）を適用する。

令和8年1月28日

富士見市長 星野光弘

案件番号	2507200061	
入札方法	制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）【一抜け方式】	
業務名	令和7年度富士見市立中学校樹木維持管理業務委託（その1）	
業務場所	富士見市立富士見台中学校及び本郷中学校 地内	
業務概要	樹木の剪定・伐採等	
業務期間	契約確定の日から 令和8年 3月31日	
設計金額	1,049,000円(税抜き) 1,153,900円(消費税及び地方消費税の額を含む)	
最低制限価格	設定する	
入札参加資格	登録業種	土木施設維持管理（苑地）
	事業所の所在地	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和7・8年度の富士見市競争入札参加資格を有する者。
	実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の者については、過去10年間（平成27年度から令和6年度）に、国又は地方公共団体の発注する樹木剪定業務の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。
一抜け方式	<p>この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取り扱う。</p> <p>一抜け方式の対象業務については、別表により定める。</p>	

入札参加 受付期間	令和8年 1月29日(木) 午前9時から 令和8年 2月5日(木) 午後4時まで	
入札期間	令和8年 2月6日(金) 午前9時から 令和8年 2月9日(月) 午後4時まで	
開札日時	令和8年 2月10日(火) 午前9時50分	
再度入札の場合	<p>設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。 ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 再度入札は1回までとする。</p> <p>(2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。</p> <p>(3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は初度入札の翌開札日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後システムにより通知する。</p>	
設計 図書 等	閲覧又は 貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載する ファイルより取得すること。
	質疑受付	<p>令和8年 1月29日(木) 午前9時から 令和8年 2月2日(月) 正午まで</p> <p>電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書 を使用してください。)</p>
	質疑回答	<p>令和8年 2月4日(水) まで</p> <p>電子入札システムに随時掲示する。</p>
前 金 払	無し ー	
契約保証金	免除 ー	
そ の 他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知 のうえ、入札に参加すること。	
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word) 、 「.xlsx」(同Excel) 又は、「.pptx」(同PowerPoint) としてくださ い。なお、他の拡張子のファイルは提出できません。	
	落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない 等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札 候補者となり、事後審査を行います。(落札者が決定するまでこれを 繰り返しますが、落札候補者になることができるのは、最低制限価格 以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。)	

別表

対象業務	ア 令和7年度富士見市立小学校樹木維持管理業務委託（その1） （富士見市告示第38号）
	イ 令和7年度富士見市立小学校樹木維持管理業務委託（その2） （富士見市告示第39号）
	ウ 令和7年度富士見市立中学校樹木維持管理業務委託（その1） （富士見市告示第40号）
概要	<ul style="list-style-type: none">・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。

問合せ 富士見市役所総務部総務課

049-252-7130